

単品スライド条項の運用に係る取扱い

1. 対象となる工事材料

鋼材類、燃料油及びその他工事材料に分類される各材料

【鋼材類】 H型鋼、異形棒鋼、厚板、鋼矢板、鉄鋼2次製品(ロックボルト等)

その他鋼材から加工された道路用資材や橋梁用資材の一部(ガード

レールやPC鋼より線など)、転落防止柵、スクラップ、リース契約の

鋼材類などが対象

鋼材類を一部に含むコンクリート2次製品等については、その中に含まれる鋼材類の数量や価格を算出することが困難であることから対象としない。

ただし、設計図書により配筋図等が明記されているなど、その必要数量が明らかになっており、購入価格、購入先及び搬入時期が証明されているなど、変動額の妥当性が客観的に評価することができれば、対象材料とする。

なお、非鉄金属(アルミニウム、鉛、金、銀、銅、ニッケル等)は対象としない。

【燃料油】 ガソリン、軽油、混合油、重油、灯油が対象

【その他工事材料】 アスファルト など

2. 対象となる工事

(1)適用日時点で施工中の工事

(2)適用日以降に発注された工事

上記の工事で「鋼材類」、「燃料油」及び「その他工事材料」ごとの価格上昇に伴う増額分が対象工事の1%を超える工事

ただし、既に部分引渡しをした工事の部分、部分払いの対象となった出来型部分等については、単品スライド条項を適用できない。

3. 請求手続き

(1)申請時期

受注者が工期末の2ヶ月前までに請求すること。

ただし、周知期間を考慮した緩和措置として、工期末が平成21年3月31日以前の工事の請求は、その工事の工期終了の10日前までに請求するものとする。

(2)請求書類の提出

様式1、様式1-1、様式1-2及び様式1-3により監督職員へ提出

(3) 証明書類の提出 (必須)

請求時に実際に購入した対象材料の価格 (数量及び単価)、購入先、購入時期を証明する書類を提出すること。

燃料油についても、購入した価格 (数量及び単価)、購入先、購入時期を証明する書類の提出が必要であるが、証明書類がなくても、やむを得ない範囲で単品スライドの対象とする。

ただし、設計数量に含まれていない現着単価で設定されている資材や機器の運搬に使用する燃料についての請求は、必ず証明書類を提出すること。

4. スライド額の計算で用いる単価

(1) 価格変動前の単価

鋼材類・燃料油・その他工事材料とも設計時点における設計 (実勢) 価格を用いる。

(2) 価格変動後の単価 (実勢価格)

購入された月に基づく実勢価格を用いる。

ただし、実際に購入した鋼材類、燃料油及びその他工事材料の購入金額の方が実勢価格より安い場合は、実際の購入価格を用いる。

複数回にわけて搬入した場合は、月ごとの購入数量で加重平均する。

燃料油について、購入数量が不明の場合は工期中の各月の平均とする。

5. スライド額の計算で用いる対象数量

(1) 設計図書に記載された数量

(2) 一式計上の工種で発注者の設計数量があるものは、発注者の設計数量

6. スライド額の計算

スライド額 = { (B : 価格変動後の金額) - (A : 価格変動前の金額) } - 対象工事費の 1%

対象工事費について、既済部分 (検査済) は対象から除く

上記スライド額の計算は「鋼材類」、「燃料油」及び「その他工事材料」ごとで計算すること。

a: 価格変動前の金額 ... 設計時点での価格 × 対象数量 × 落札率 × 消費税

b: 価格変動後の金額 ... c: 変動後の実勢価格 × 対象数量 × 落札率 () × 消費税

() ただし、c: 変動後の実勢価格については、基本的には物価資料などに基づいた価格となるが、受注者が実際に購入した価格の方が安い場合は実際の購入金額を適用する。その場合は落札率は乗じない。